

(各教育事務所長経由)

2 教高第 1 2 6 6 号
令和 2 年 1 2 月 2 1 日

各市町村教育委員会教育長 様

福島県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

学校における新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対応について (通知)

このことについて、各県立学校に対し、令和 2 年 1 2 月 1 5 日付け 2 教健第 7 1 4 号教育長通知により、より一層の注意喚起を行うとともに、基本的な感染症対策の徹底をお願いしたところですが、福島市における感染者の急増を受け、昨日福島市から「福島市新型コロナ緊急警報」が発令され、不要不急の外出自粛や年末年始の感染拡大の防止が求められていることを踏まえ、児童生徒・教職員及びその家族の安全確保について配慮するため、下記のとおり対応することとしました。

つきましては、貴所属の幼稚園長、小・中・義務教育学校長及び特別支援学校長へ周知くださるようお願いいたします。

記

- 1 対象地区 県北地区の県立学校
- 2 対象期間 令和 2 年 1 2 月 2 2 日 (火) ~ 令和 3 年 1 月 7 日 (木)
- 3 対応内容
 - (1) 対象期間中、「感染リスクが高い学習活動」(令和 2 年 6 月 1 8 日付け 2 教高第 4 1 3 号教育長通知を参照) を取り止めることとする。
 - (2) 対象期間中、部活動は行わないこととするが、対象期間中に全国大会又は東北大会がある部活動に限って、活動を可能とする。ただし、感染リスクの高い活動を避け、活動時間はできるだけ短くするなど、必要な感染症対策を講じる。
 - (3) 対象期間における冬季休業期間中、高校 1、2 年生については登校しないこととする。ただし、進級等に係る個別指導が必要な場合は登校を可能とする。
 - (4) 対象期間における冬季休業期間中、高校 3 年生については、学習・進路指導等が必要な場合、登校を可能とする。ただし、課外等を行う場合は、机の間隔を可能な限り空けるようにするなど、必要な感染症対策を講じる。
- 4 その他
令和 3 年 1 月 8 日 (金) 以降の対応については、追って通知する。

(事務担当 高校教育課 主幹 箱崎 電話 0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 6 9)
(事務担当 特別支援教育課 主幹 赤坂 電話 0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 7 9)
(事務担当 健康教育課 主幹 佐藤 電話 0 2 4 - 5 2 1 - 7 7 7 7)